

健康長寿ふくしま推進事業「福島県版健康データベース（FDB）構築・活用事業」 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

この事業は、全国に誇れる健康長寿県を目指すため、健診結果や医療レセプト、介護保険等の健康に関するデータに加え、発症登録等の関連データを一元化し、県の健康状態を「見える化」とするとともに、学術的視点に基づいた効果的な施策を実施するために、データベースを構築するものである。

なお、本事業は、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する。

2 委託業務名

健康長寿ふくしま推進事業「福島県版健康データベース（FDB）構築・活用事業」

3 委託期間

委託契約締結の日から平成30年3月31日（土）

4 予算額

54,108千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 提案された内容をはじめ、本委託業務を実施するために必要となるすべての経費を含む。

5 委託内容

別添の「福島県版健康データベース構築委託業務仕様書」の基づき、データベースの構築・管理・運用等に関すること。

6 企画提案書

- (1) 本事業は、別添の「福島県版健康データベース構築委託業務仕様書」に記載された要件は全て必要な要件として考えているが、実現出来ない要件がある場合、若しくは代替案等による場合には、提案書に明記すること。
- (2) 本データベースを活用した「見える化」等の事業展開等については、事業者の長を生かした自由提案とする。
- (3) さらに、本データベースは、これ以外の各種健康データとの突合等も視野に入れていることから、構築するデータベースの汎用性についても、事業者の特徴を活かした自由提案とする。

7 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（1案とする）
 - ② 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（1部）
- (2) 様式
企画提案書の様式はA4版（縦横どちらでも可）とする。
- (3) 提出部数
企画提案書の提出部数は15部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、県はこれを負担しない。なお、提出された書類等は返還しない。

- (4) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ等を用いるなどわかりやすい表現とすること。

8 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等ではないこと。
- (5) 常に連絡調整できるように、体制を整えておけるものであること。
- (6) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

9 プロポーザル審査に関する事項

(1) 審査方法

参加者からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 取り組み方針と提案システムの概要	35点	・本データベースの役割・特性等の提案コンセプト ・データの突合の方法等、データベースの構築方法
2 業務実績、業務体制	10点	・類似データベースの導入実績 ・運用管理体制
3 構築作業等のスケジュールやデータベースの汎用性等	30点	・構築スケジュール ・本データベースの汎用性や機能改善のための想定しうる提案 ・利用に関するサポート、支援体制
4 稼働後のサポート及び保守・メンテナンス体制	10点	・稼働後のサポート体制 ・保守、メンテナンス体制
4 セキュリティ及びシステム障害、災害対応	15点	・個人情報保護等を目的としたセキュリティ対策 ・システム障害時や災害時の対応

(3) 契約の締結等

① 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、今回提案した内容を基本とする。

② 契約金額の決定

契約金額は、①により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴取し決定する。
なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

③ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合または業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

10 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康増進課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、健康増進課から郵送等での配布は行わない。

11 説明会の開催について

(1) 開催日時

平成29年11月17日（金） 15時00分～

※ 開始・終了時刻については、進行状況により前後する可能性があるので時間に余裕を持って参加すること。

(2) 開催場所

福島県庁 西庁舎7階 保健福祉部 部会議室
(福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7640)

(3) 資料

本募集要領、関係様式等一式を健康増進課のホームページよりダウンロードの上、印刷して持参すること。

※ 説明会会場では、これらの資料の配布は行わない。

(4) 申込方法

説明会参加申込書（様式第1号）に会社名、参加人数、参加者職・氏名、連絡先等を記載し、電子メールまたはFAXで申込むこと。なお、電子メールまたはFAXの送信後は必ず電話で健康増進課（下記（6））宛てに、着信確認すること。

※ 説明会の参加人数は、1事業者2名以内とする。

※ 口頭または電話による申込みは不可とする。

※ 本企画プロポーザルへの参加を希望する場合は、必ず説明会に参加すること。

(5) 説明会の申込期限

平成29年11月15日（水）17時まで

(6) 説明会の申込先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康増進課（担当：岩谷）

電話 024-521-7640 FAX024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp

12 参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 参加申込

参加を希望する場合は、以下により提出すること。なお、この提出がない者の企

画提案は受け付けない。

① 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット

② 提出期限

平成29年11月30日（木）17時

③ 提出方法

郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。

④ その他

電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（上記11(6)）宛てに着信確認すること。

⑤ 辞退

参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を書面にて提出すること。

(2) 質問書の提出

① 提出書類

質問書（様式第3号）

② 提出期限

平成29年11月22日（水）17時まで

③ 提出方法

郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。

④ その他

電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（上記11(6)）宛てに着信確認すること。

⑤ 回答方法

説明会へ参加申込のあった事業者に対して、11月27日（月）までに、提出された質問に対する回答を電子メールまたはFAXにて送信する。

(3) 企画提案書の提出期限

① 提出書類

7の(1)から(4)に記載したとおり

② 提出期限

平成29年12月6日（水）17時まで

③ 提出方法

郵送または持参（電子メール及びFAXによる提出は不可とする。）

1.3 プレゼンテーション（審査）の実施

(1) 開催日時

平成29年12月8日（金）14時00分～

(2) 開催場所

福島県庁 自治会館3階 特別会議室

（福島市中町8番2号 電話024-521-7640）

(3) その他

- ① プレゼンテーション時間は30分以内（15分の説明、15分の質疑）とする。
- ② その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。
- ③ 会場にはプロジェクター、スクリーンを設置する。

1.4 審査結果の通知

(1) 結果通知

採用または不採用に関わらず、プレゼンテーション（審査）の参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は一切認めない。

(2) その他

- ① 企画提案時に提出された書類等については、企画案の採用または不採用に関わらず、返却しない。
- ② 見積額は審査項目としていないが、審査の結果、上位2者が同点となった場合、その低価格者に決定する。
- ③ 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

1.5 主なスケジュール

平成29年11月15日（水）	17時まで	説明会の参加申込期限
平成29年11月17日（金）	15時～	説明会
平成29年11月22日（水）	17時まで	質問書の提出期限
平成29年11月27日（月）		質問に対する回答書の送付
平成29年11月30日（木）	17時まで	参加表明書の提出期限
平成29年12月6日（水）	17時まで	企画提案書の提出期限
平成29年12月8日（金）	14時	プレゼン（審査）による審査会
平成29年12月中旬		審査結果の通知及び契約締結

1.6 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康増進課（担当：岩谷）

電話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp

1.7 不適格事項

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接的に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が超過しているもの。

18 その他

- (1) 採用した製作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した成果品等は、県のホームページ等への掲載等を行う場合がある。なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、製作に当たっては、必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案に対する規模、効果等の数値的目標は設定しないが、プロポーザルで提案のあった規模を下回ることは認めないので、実現可能な提案内容とすること。
- (4) 仮に、提案した事業の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料が減額される場合がある。